

平成23年10月21日

第2328号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（433・福祉政策課）	1
○生活保護法による医療機関の指定（434・福祉政策課）	1
○生活保護法による施術者の指定（435・福祉政策課）	2
○家畜伝染病の発生（436・畜産振興課）	2
○基本測量実施の通知（437・建設管理課）	2
○サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程（438・建築住宅課）	3
○建設業の許可の取り消し（439・秋田地域振興局総務企画部）	3
○建築基準法による道路位置の指定の変更（440・由利地域振興局建設部）	3
○建築基準法による道路位置の指定の廃止（441・仙北地域振興局建設部）	4
○建設業の許可の取り消し（442・平鹿地域振興局総務企画部）	4

公 告

○条件付き一般競争入札の実施（技術管理室）	4
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総務事務センター）	5
○土地改良区の役員の退任の届出（北秋田地域振興局農林部）	7
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）	7

教育委員会規則

○秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（8・特別支援教育課）	8
------------------------------------	---

教育委員会公告

○秋田県立特別支援学校の生徒並びに幼児の募集（特別支援教育課）	8
---------------------------------	---

人事委員会規則

○人事委員会規則8-6（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則	9
---------------------------------------	---

告 示

秋田県告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年10月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
池田薬局マカベ調剤店	池田薬品商事株式会社	由利本荘市川口字家後150-1	平成23年5月15日
医療法人而学会仙道医院	医療法人而学会	雄勝郡羽後町西馬音内字本町103番地	平成23年7月31日
松ヶ崎診療所	高橋 葉満子	由利本荘市神沢字浜辺111	平成23年8月31日
有限会社キムラ調剤薬局	有限会社キムラ調剤薬局	大館市清水一丁目3-37	平成23年9月30日
中央線診療所	桑山 明久	由利本荘市岩渕下39番地2	平成23年8月31日

秋田県告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年10月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
もなみ薬局	株式会社北奥メディカル	大館市常盤木町21番11号	調剤薬局	平成23年9月1日
松ヶ崎診療所	嵯峨 泰治	由利本荘市神沢字浜辺111-1	内科、小児科、消化器内科、内視鏡内科	平成23年9月1日
ニチイケアセンター大館訪問看護ステーション	株式会社ニチイ学館	大館市釈迦内字中台25番地9	訪問看護	平成23年8月1日

秋田県告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年10月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
加藤 武士	仙北郡美郷町六郷字上町67-1	仁整骨院	仙北郡美郷町六郷字上町67-1	柔道整復	平成23年9月1日

秋田県告示第436号

次のとおり家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定に基づき、公示する。

平成23年10月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生の場所又は区域	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	雄勝郡羽後町	平成23年10月6日

秋田県告示第437号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年10月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 作業の種類
基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）
- 作業を行う地域
秋田市、能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、北秋田市、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町
- 作業を行う期間
平成23年11月1日から平成24年3月23日まで

秋田県告示第438号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第10条の規定による閲覧について、次のとおりサービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程を定めたので、告示する。

平成23年10月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程
(趣旨)

第1条 この規程は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第2項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）その他閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 閲覧所は、建設交通部建築住宅課とする。

(閲覧の時間)

第3条 登録簿の閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(閲覧所の定休日)

第4条 閲覧所の定休日は、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

(閲覧所以外への持ち出しの禁止)

第5条 登録簿は、閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第6条 次のいずれかに該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- 1 この規程に違反し、又は職員の指示に従わない者
- 2 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 3 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月20日から施行する。
- 2 高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則（平成22年秋田県告示第162号）は、廃止する。

秋田県告示第439号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年10月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社伊藤商会
潟上市天王字北野329番地37
代表取締役 伊 藤 三 雄
秋田県知事許可（般-19）第80490号
- 3 処分の内容
大工工事業、左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年10月7日付けで大工工事業、左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第440号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき指定した道路の位置を次のとおり変更したので、公告する。

平成23年10月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	旧新別	道路の位置の変更箇所	道路の延長	道路の幅員	変更年月日
秋田市茨島二丁目 8番9号 株式会社アキタ・ ランドシステム 代表取締役 藤澤 敏夫	旧	由利本荘市薬師堂字二 本木128-1、129-1	69.29メートル	4.00メートル	昭和33年4月5日
	新	由利本荘市薬師堂字二 本木128-1、129-1	69.29メートル	4.00メートル 6.00メートル	平成23年10月12日

秋田県告示第441号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

平成23年10月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 申請者の住所及び氏名
大仙市福田字川原道下55-1
有限会社福寿 代表取締役 長 澤 典 雄
- 道路の位置の廃止箇所
仙北市角館町勝楽122番1の内、123番1の内、124番1の内、133番2の内
- 道路の延長
175メートル
- 道路の幅員
4.00メートル
- 廃止年月日
平成23年10月13日

秋田県告示第442号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 処分をした年月日
平成23年10月11日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
田代水道
横手市山内土淵字小田41番地1
田 代 芳 男
秋田県知事許可（般-21）第70049号
- 処分の内容
土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 処分の原因となった事実
平成23年10月11日付けで土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 入札に付する事項

- (1) 賃貸借事業名
電子成果品登録用データサーバ機器賃貸借
- (2) 借入物品名及び数量
サーバ機器 1 式
- (3) 借入物品の仕様等
仕様書のとおり
- (4) 納入期限
平成23年11月25日(金)
- (5) 賃貸借期間
平成23年12月1日から平成28年11月30日まで
- (6) 借入物品の設置場所
仕様書のとおり
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 本店又は営業所を秋田県内に有すること。
 - (3) 物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された秋田県物品供給業者等登録名簿に入札参加資格があると認められる者として、営業種目OA機器・通信用機械器具類に搭載されていること。
 - (4) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班(電話番号018-860-2419)
 - (2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法
秋田県の休日进行を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年10月21日(金)から同月28日(金)までの期間、随時交付する。
- 4 入札執行の日時及び場所
平成23年11月2日(水)午前10時
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁本庁舎6階西フロア会議室
- 5 入札保証金
秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。)第160条から第163条までに規定するところによる。
- 6 その他
 - (1) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の無効
規則第166条に規定するところによる。
 - (3) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (4) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。
 - (5) その他
詳細は入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
美術品展示用移動パネル及び移動専用台車 1式
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (3) 納入期限
平成24年3月16日(金)
- (4) 納入場所
秋田県教育庁生涯学習課(秋田県立栗田養護学校体育館)
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - エ 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
 - (2) (1)イの資格に係る申請
 - (1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望する者は、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。)により平成23年10月28日(金)までに申請すること。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター(電話番号018-860-2743)
 - (2) 調達システム(<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
 - (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年10月21日(金)から同年11月29日(火)までの期間、(1)の場所において随時交付する。
 - (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成23年10月21日(金)から同年11月29日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 4 入札執行の日時及び場所
平成23年12月5日(月)午前10時
秋田市山王四丁目1番2号 秋田県出納局総務事務センター
- 5 入札保証金
秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。
- 6 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。
 - (3) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
 - (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

- (1) Nature and quantity of item to be purchased: 24 Portable Art Display Panels and 4 Logistic Carts
- (2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 5 December, 2011
- (3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、合川町土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

北秋田市鎌沢字新屋布65番地

鈴 木 博 和

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県仙北南部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

大仙市六郷西根字沼福田45番地 2

〃 藤木字乙板杭88番地

〃 下深井字北田42番地 1

〃 藤木字乙新藤木132番地

〃 下深井字高田17番地

〃 〃 字南谷地63番地 3

〃 大曲字小貫27番地

〃 〃 字下高畑26番地 2

〃 東川字前田表27番地

〃 川目字川目29番地

〃 和合字落合12番地

〃 飯田字家ノ前155番地 1

〃 橋本字田中45番地

仙北郡美郷町野中文字上明子 3 番地

〃 〃 六郷字葭原29番地 1

進 藤 功

佐 藤 勝 美

栗 津 隆 一

佐 藤 吉 友

佐 藤 寿 和

高 橋 昇

藤 田 農夫雄

高 橋 周 作

富 樫 定 夫

須 藤 一 洋

高 橋 祥 一

高 野 専太郎

飯 村 一 彦

畑 山 傳 一

飛澤 龍右エ門

2 就任理事の住所及び氏名

大仙市六郷西根字沼福田45番地 2

〃 藤木字乙板杭88番地

〃 下深井字石堂42番地

〃 藤木字乙新藤木132番地

〃 下深井字高田17番地

〃 〃 字南谷地63番地 3

〃 大曲字小貫27番地

〃 〃 字下高畑26番地 2

〃 東川字前田表27番地

〃 川目字川目29番地

進 藤 功

佐 藤 勝 美

栗 津 稔 夫

佐 藤 吉 友

佐 藤 寿 和

高 橋 昇

藤 田 農夫雄

高 橋 周 作

富 樫 定 夫

須 藤 一 洋

大仙市和合字坪立12番地
 〃 飯田字家ノ前155番地 1
 〃 橋本字田中45番地
 仙北郡美郷町野中字上明子 3 番地
 〃 〃 六郷字葭原29番地 1

武 田 孝 雄
 高 野 専太郎
 飯 村 一 彦
 畑 山 傳 一
 飛澤 龍右エ門

3 退任監事の住所及び氏名

大仙市下深井字新百年 1 番地
 〃 飯田字家ノ前97番地
 仙北郡美郷町六郷東根字上雀柳 6 番地

高 橋 慶 市
 山 田 忠 一
 田 口 梅 夫

4 就任監事の住所及び氏名

大仙市下深井字中谷地82番地 3
 〃 飯田字家ノ前97番地
 仙北郡美郷町六郷東根字上雀柳 6 番地

栗 津 隆
 山 田 忠 一
 田 口 梅 夫

教育委員会規則

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第八号

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

秋田県立特別支援学校学則（昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表秋田県立盲学校高等部専攻科の項中「一八」を「二七」に改め、同表秋田県立栗田養護学校高等部の項中「一六」を「二四」に改め、同表秋田県立横手養護学校高等部の項中「六一」を「五九」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

教育委員会公告

平成24年度に秋田県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科に入学する生徒並びに幼稚部に入学する幼児を次のとおり募集するので、秋田県立特別支援学校学則（昭和60年秋田県教育委員会規則第8号）第9条の規定により、公告する。

平成23年10月21日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

高等部及び高等部専攻科の課程

1 入学願書の提出期日及び提出先

- (1) 提出期日 平成24年1月16日（月）から同月25日（水）正午まで
- (2) 提出先 各志願先特別支援学校長

2 入学選考期日及び選考内容

- (1) 期日 平成24年3月2日（金）
- (2) 内容 志願者の実態に応じて面接等を行う。

3 募集する学校名、部科名、学科名及び人員

学 校 名	部 科 名	学 科 名	募集人員
秋 田 県 立 盲 学 校	高 等 部	普 通 科	男女 8名
		保 健 理 療 科	男女 8名
	高等部専攻科	生 活 情 報 科	男女 5名
		保 健 理 療 科	男女 9名
		理 療 科	男女 9名
秋 田 県 立 聾 学 校	高 等 部	普 通 科	男女 8名
		産 業 技 術 科	男女 8名
		情報デザイン科	男女 8名
	高等部専攻科	産 業 技 術 科	男女 9名

		情報デザイン科	男女	9名
秋 田 県 立 秋 田 き ら り 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	男女	16名
秋 田 県 立 比 内 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	男女	32名
秋 田 県 立 能 代 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	男女	16名
秋 田 県 立 養 護 学 校 天 王 み ど り 学 園	高 等 部	普 通 科	男女	16名
秋 田 県 立 栗 田 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	男女	24名
秋 田 県 立 ゆ り 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	男女	19名
秋 田 県 立 大 曲 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	男女	24名
秋 田 県 立 横 手 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	男女	16名
秋 田 県 立 稲 川 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	男女	8名

4 合格者の発表 平成24年3月9日(金)

栗田養護学校高等部環境・福祉科の課程

- 1 募集人員 男女8名
- 2 入学願書の提出期日及び提出先
 - (1) 提出期日 平成23年12月13日(火)から同月22日(木)正午まで
 - (2) 提出先 秋田県立栗田養護学校長
- 3 入学選考期日及び選考内容
 - (1) 期日 平成24年2月3日(金)
 - (2) 内容 志願者の実態に応じて面接等を行う。
- 4 合格者の発表 平成24年2月10日(金)

幼稚部の課程

- 1 募集学校 秋田県立盲学校、秋田県立聾^{ろう}学校
- 2 募集人員 男女5名
- 3 入学願書の提出期日及び提出先
 - (1) 提出期日 平成24年1月16日(月)から同月25日(水)正午まで
 - (2) 提出先 各志願先特別支援学校長
- 4 就学相談・選考期日 平成24年3月2日(金)
- 5 合格者の発表 平成24年3月9日(金)

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十一日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第五条の三中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号